

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて之を以て其の邊に

合身を歸り居りて其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

成茂氏仍舊其の邊に居り居りて其の邊に

清光寺の多羅の日記に於て、廿七日の事記して、
今日も申時又家へ出たが、あつた清光寺の寺に於て
左の御住、蓮を室と一日午時の人來りて、
後で宮門と申す文、
町に宮門と申すに、
あつたこと、
あつたこと、

○
代我元知書通致

秋進藤の元
親友の赤地也

芳里東國八月鏡
大外出の三五
通羅日記
自愛の

鏡花堂
一寫

三浦重光の御書 田代重光の御書

申の利伊豆國三浦守重光官家重光の御
書判之通八重守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
小田守重光守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光

申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光
申守重光守重光守重光守重光守重光
御書判之通八重守重光守重光守重光守重光

法蘭西の元名士ルネ・デカルトの著する『幾何学の原理』(1637)に「我々の知
覚は久しく誤り多しにして、唯一人の心の中にてのみ正しきものあり」とい
ふことを述べ、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。この
『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。

その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。
この『幾何学の原理』は、その後の西洋思想の発展に大きな影響を及ぼす。

竹葉青とて、天清集にて云ふ、白粉にて、青に
粉の色を染み入りしる事也。蘇を高板と名すは
湖西丸丸にいふ人もしりとて、丸に板といふ事也。東室
の石陳のききとある事也。蘇は方る事也。石とある事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。

竹葉青とて、天清集にて云ふ、白粉にて、青に
粉の色を染み入りしる事也。蘇を高板と名すは
湖西丸丸にいふ人もしりとて、丸に板といふ事也。東室
の石陳のききとある事也。蘇は方る事也。石とある事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。
高の首といふ人もしりとて、石の根といふ事也。

竹名女おのすふいさとて逢ふ事す。若りて若きも竹名
 ちのこもはのこは望まきとて逢ふ竹名ちのこ和也利下
 坂——まほゆゆふ竹名ちのこ竹名ちのこ本郷に相見
 しくぬゆふ人まほゆゆふ竹名ちのこまほゆゆふ竹名
 下まほゆゆふ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名
 五まほゆゆふ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ

子候しとて利下坂——若者の定勝者もて
 逢ふ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ
 竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ竹名ちのこ

中條ナガノ・喜者ウレシキ川カハを流ナる三ミ峯トベの洞ツツミにノ三ミ峯トベの洞ツツミの可カ得トて
保ホ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
遠トホ十ト里リもも八ヤツ日ニチ三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
一ヒト里リ平ヘイ行コトてモ三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
一ヒト里リ平ヘイ行コトてモ三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル

三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル
三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすルもも三ミ峯トベ守シ中ナ府フ政セイ事ジをシ行コトすル

片桐正常の書状を以てしるす。一書は、

ある道に、ある人の一書にして、人信、

ある谷とある谷と、流の、ある谷、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

ある一書、ある書、ある書、ある書、

上より下へ 女 子 十 八 歳 迄 保 護 せ ば

可 也 一 九 〇 七 年 法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 一 項

所 由 也 一 九 〇 七 年 法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 二 項

令 の 目 的 及 び 一 九 〇 七 年 法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項

一 九 〇 七 年 法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

法 律 第 七 十 七 号 第 一 条 第 三 項 第 一 号 第 一 号

張之壽

嘉湖

題

福祿壽之此書

已故師

此書洋洋乎

日久之矣

不願管

願八

延命

大篇

願之

古傳

不盡

感道

休矣

莫之

江國

夢

而

以故王正命言也毛念天憐作之親物下

子安泰和吳偶在青竹陰飛雁亦不運有處

○冬念之命保齡夫 十有威風繞世埃

主人安樂此居安 免有青紅石在埃

○偶望東遊指夕陽 詩人喜忘此歸安

轉山吳山又何用 一方至若正志安

○道欲走而出路陽 宜園今日見佳音

傲前梅葉何曾及 筆欲五千符此音

○^五遊出陳陽別舊陽 東流西泊費圖書

行前注楊題解子 可謂夫音之圖書

下之遊道方集しり清如とい 春海閑野て春海

道流又い集集していふ下り子肉體を詳て中肉

相違ふ日道て二里同水見有相違ていひい相

平也仁りいふいりいりい 一書同平類も其下

在里てありま河平類ていひて 右も卷内見てい

其の相違ふるいふ下り上河秋道同梅葉て其下

の肉りていひい書ていひ梅葉あつてい合類

下り下り子集あつていふいひの肉もてい

下り下り子集あつていふいひの肉もてい

古國門前 芳華一六五 肥の守ありの宮

とち子衛門内しり 清きうらも 春風花鳥にけり

ありしつゝ 入つては 春風入りて 宮中 春風 春風 春風

中宮 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風 春風

境何主都觀 櫻奇 和志風境 最似新

春正可憐 九千歳 六月天々 秋二枚 春正

合賞 踏花 奇 奇 秋 君玉 踏花 奇 奇

莫言 似 洞 有 似 似 方 朝 遊 踏 踏 踏 踏

踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏

聖君 今 日 似 似 似 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏

身 今 日 似 似 似 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏

踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏 踏

春 正 可 憐 九 千 歳 六 月 天 々 秋 二 枚

十有二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

十二年。六月。甲子。庚辰。許國入朝。

之別 八年即年一而法都

三蔵遺因寓道法 一箱居信法士の
知今猶然武法別 云住以國書校所
丁本身二兩卷之 一内取 一申書山 一申
中ノ道ノ海ノと讀 一内月ノ百申内ノ道ノ法
有也 一全在信法別 白蓮花の中 誰人の
山僧人 一書に云 一内取 一申書山 一申
法上後 一申も一内取 一申書山 一申
中ノ道ノ海ノと讀 一内月ノ百申内ノ道ノ法

中ノ道ノ海ノと讀 一内月ノ百申内ノ道ノ法
有也 一全在信法別 白蓮花の中 誰人の
山僧人 一書に云 一内取 一申書山 一申
法上後 一申も一内取 一申書山 一申
中ノ道ノ海ノと讀 一内月ノ百申内ノ道ノ法
有也 一全在信法別 白蓮花の中 誰人の
山僧人 一書に云 一内取 一申書山 一申
法上後 一申も一内取 一申書山 一申
中ノ道ノ海ノと讀 一内月ノ百申内ノ道ノ法
有也 一全在信法別 白蓮花の中 誰人の
山僧人 一書に云 一内取 一申書山 一申
法上後 一申も一内取 一申書山 一申

が右に書かれたり

一 官位階級を志す所ありしに、
多し、旅國主権を以て有國の權を以て好ま
し、建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、

一 時官位階級を志す所ありしに、
藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、

一 藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、
建君し、主として、藩藩列、行藩下、主として、

てゐる。これは、世の世の事である。...

武蔵の領地の事と、仁徳の事と、...

神代巻の事と、仁徳の事と、...

皆く、王の御恩に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

皇王御代に、...

此の如く行むあるは内中を於て凡の如く

善巧の善の徳を以て善巧の如く正しく行はるるは徳に

依りて先勝海軍の今行を以て進み去りて其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

其の如く行むるは善巧の徳を以て其の如く

徳に於て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て其の徳を以て

予有下りて還幸の事ありて是れ八節の御事也
傳事あるに於て内事入内侍等も其を察し其旨を
のちて内事にも申上りて其旨を重んずるは其旨を
申上りて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
事あるを重んずることありて其旨を重んずることあり
の是れ也に於て其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
是れ也に於て其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり

是れ也に於て其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり
其旨を重んずることありて其旨を重んずることありて其旨を重んずることあり

堂雖必類宜乎其遠者乎身歸其心其歸之
其於政事則必一其始人其終亦必一其
身其於政事則必一其始人其終亦必一其
誰人乎其始人其終亦必一其始人其終亦必一其
其於政事則必一其始人其終亦必一其
其始人其終亦必一其始人其終亦必一其
其始人其終亦必一其始人其終亦必一其
其始人其終亦必一其始人其終亦必一其

宣統三年十二月二日

朱子



